

令和 8 年第 1 回箕面市議会定例會議案

箕面市

令和 8 年第 1 回箕面市議会定例会議案

第 1 号 議 案	令和 8 年度箕面市一般会計予算	
第 2 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第 3 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第 4 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第 5 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第 6 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 8 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第 8 号 議 案	令和 8 年度箕面市病院事業会計予算	
第 9 号 議 案	令和 8 年度箕面市水道事業会計予算	
第 10 号 議 案	令和 8 年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第 11 号 議 案	令和 8 年度箕面市ボートレース事業会計予算	
報告 第 1 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	4
報告 第 2 号	専決処分の承認を求める件（令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 6 号））	6
報告 第 3 号	専決処分の承認を求める件（令和 7 年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第 3 号））	17

第12号議案	特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件	24
第13号議案	大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件	27
第14号議案	市道路線の認定及び廃止の件	29
第15号議案	箕面市報酬及び費用弁償条例等改正の件	32
第16号議案	箕面市職員定数条例改正の件	35
第17号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件	36
第18号議案	市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件	41
第19号議案	箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件	43
第20号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	44
第21号議案	箕面市生涯学習審議会条例改正の件	67
第22号議案	箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件	69
第23号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	74
第24号議案	箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件	85
第25号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	86
第26号議案	箕面市火災予防条例改正の件	88
第27号議案	箕面市下水道条例及び箕面市水道事業給水条例改正の件	90

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の2件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

箕面市長 原 田 亮

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和8年1月26日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年12月12日 午後5時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市船場西三丁目3番1地先 市道船場西21号線路上
- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、相手方が市道船場西21号線を通行していたところ、道路側溝に転落し、右踵を骨折したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、96,740円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 令和8年1月26日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和8年1月26日専決）

- (1) 事故発生日時 令和7年5月29日 午後5時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市小野原東六丁目2番1地先 市道小野原東住宅アートアベニュー線歩道橋（アートアベニュー橋）上
- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、相手方が市道小野原東住宅アートアベニュー線歩道橋（アートアベニュー橋）を通行していたところ、路面の段差につまずいて転倒し、右手首を骨折するとともに、眼鏡を破損したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、307,778円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 令和8年1月26日

報告第2号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年1月19日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

箕面市長 原 田 亮

令和7年度箕面市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

（理由）

衆議院の解散及び大阪府知事の辞職に伴い、令和7年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107,536 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 81,481,923 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 19 日専決

箕面市長 原 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 府 支 出 金		5,503,144	107,536	5,610,680
	3 府 委 託 金	192,283	107,536	299,819
歳 入 合 計		81,374,387	107,536	81,481,923

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		9,757,151	107,536	9,864,687
	4 選 挙 費	156,533	107,536	264,069
歳 出 合 計		81,374,387	107,536	81,481,923

令和 7 年度

(2025 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 6 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税	千円 27,388,000	千円 0	千円 27,388,000
2 地 方 謙 与 税	272,000	0	272,000
3 利 子 割 交 付 金	57,000	0	57,000
4 配 当 割 交 付 金	268,000	0	268,000
5 株 式 等 謙 渡 所 得 割 交 付 金	257,000	0	257,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	0	331,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	0	3,300,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	0	88,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0	150,000
11 地 方 交 付 税	2,700,000	0	2,700,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,202,153	0	1,202,153
14 使 用 料 及 び 手 数 料	722,684	0	722,684
15 国 庫 支 出 金	16,661,946	0	16,661,946
16 府 支 出 金	5,503,144	107,536	5,610,680
17 財 産 収 入	288,854	0	288,854
18 寄 附 金	28,218	0	28,218
19 繰 入 金	8,729,378	0	8,729,378
20 繰 越 金	344,116	0	344,116
21 諸 収 入	7,741,994	0	7,741,994
22 市 債	5,323,200	0	5,323,200
歳 入 合 計	81,374,387	107,536	81,481,923

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 455,841	千円 0	千円 455,841
2 総務費	9,757,151	107,536	9,864,687
3 民生費	32,640,674	0	32,640,674
4 衛生費	7,115,712	0	7,115,712
5 労働費	73,848	0	73,848
6 農林水産業費	158,300	0	158,300
7 商工費	366,966	0	366,966
8 土木費	6,479,848	0	6,479,848
9 消防費	3,124,622	0	3,124,622
10 教育費	9,520,143	0	9,520,143
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	4,737,739	0	4,737,739
13 諸支出金	6,873,543	0	6,873,543
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	81,374,387	107,536	81,481,923

補正額の財源内訳			
特定期財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
107,536	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
107,536	0	0	0

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
16	府 支 出 金	千円 5,503,144	千円 107,536	千円 5,610,680
3	府 委 託 金	192,283	107,536	299,819
1	総 務 費 府 委 託 金	175,992	107,536	283,528

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
3 選 挙 費 委 託 金	107,536	1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金 95,381 3 大阪府知事選挙委託金 12,155

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目			
2	総務費	千円 9,757,151	千円 107,536	千円 9,864,687	千円 府支出金 107,536
4	選挙費	156,533	107,536	264,069	府支出金 107,536
4	衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国民審査費	0	95,381	95,381	府支出金 95,381
5	大阪府知事 選挙費	0	12,155	12,155	府支出金 12,155

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 報酬	7,575	50 会計年度任用職員雇用事業（衆議院議員総選挙等）【人事室】 4,361
3 職員手当等	17,537	1 報酬 4,153
8 旅費	239	5 会計年度任用職員報酬 4,153
10 需用費	7,352	事務補助員 4,153
11 役務費	11,568	8 旅費 208
12 委託料	43,750	1 費用弁償 208
13 使用料及び 賃借料	2,905	
17 備品購入費	4,455	51 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事業 91,020
		【選挙管理委員会事務局】
		1 報酬 3,422
		3 非常勤職員報酬 3,422
		投票管理者・立会人他 3,422
		3 職員手当等 17,537
		9 時間外及び休日勤務手当 17,537
		8 旅費 31
		1 費用弁償 20
		2 普通旅費 11
		10 需用費 7,352
		1 消耗品費 2,298
		3 食糧費 323
		4 印刷製本費 4,247
		啓発チラシ他 4,247
		6 修繕料 484
		投開票所器材修理他 484
		11 役務費 11,568
		1 通信運搬費 11,568
		12 委託料 43,750
		1 委託料 43,750
		ポスター掲示場設置・撤収等委託 23,151
		投開票派遣業務等委託 20,599
		13 使用料及び賃借料 2,905
		1 使用料 1,786
		2 賃借料 1,119
		事務機器借上料 1,119
		17 備品購入費 4,455
		1 序用器具費 4,455
		選挙事務用 4,455
1 報酬	424	52 会計年度任用職員雇用事業（大阪府知事選挙）【人事室】 247
3 職員手当等	544	1 報酬 244
		5 会計年度任用職員報酬 244
		事務補助員 244

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目			
2	4	5 大阪府知事 選挙費	千円	千円	千円

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅 費	3	8 旅 費	3
10 需 用 費	5	1 費用弁償	3
12 委 託 料	10,411	53 大阪府知事選挙事業【選挙管理委員会事務局】	11,908
13 使用料及び 賃 借 料	768	1 報 酬	180
		3 非常勤職員報酬	180
		投票管理者・立会人他	180
		3 職員手当等	544
		9 時間外及び休日勤務手当	544
		10 需 用 費	5
		3 食 糧 費	5
		12 委 託 料	10,411
		1 委 託 料	10,411
		ポスター掲示場設置・撤収等委託	9,823
		投票受付業務委託他	588
		13 使用料及び賃借料	768
		1 使用料	658
		2 賃 借 料	110
		事務機器等借上料	

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	4		39,600	20,404 4.60	4,753	129	64,886	11,320	76,206	
	議員	23	170,286		78,329 4.60			248,615	45,588	294,203	
	その他の 特別職	1,538	177,332					177,332	11,726	189,058	
	計	1,565	347,618	39,600	98,733	4,753	129	490,833	68,634	559,467	
補正前	長等	4		39,600	20,404 4.60	4,753	129	64,886	11,320	76,206	
	議員	23	170,286		78,329 4.60			248,615	45,588	294,203	
	その他の 特別職	1,274	173,730					173,730	11,726	185,456	
	計	1,301	344,016	39,600	98,733	4,753	129	487,231	68,634	555,865	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職	264	3,602					3,602		3,602	
	計	264	3,602					3,602		3,602	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(952) 1,075	1,346,904	4,690,892	4,214,283	10,252,079	1,906,087	12,158,166	
補正前	(944) 1,075	1,342,507	4,690,892	4,196,202	10,229,601	1,906,087	12,135,688	
比較	(8)	4,397		18,081	22,478		22,478	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
	補正後	97,047	327,167	605,945	99,307	994	345,028
	補正前	97,047	327,167	605,945	99,307	994	326,947
	比較						18,081

職員手当 の内訳	区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)
	補正後	65,214	2,261,959	408,000	552	36	3,034
	補正前	65,214	2,261,959	408,000	552	36	3,034
	比較						

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 紙料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
職員手当	18,081	1 その他の増加分	18,081		時間外及び休日勤務手当 18,081 千円

報告第3号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年1月19日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

箕面市長 原 田 亮

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第3号）（別紙）

（理由）

売上げが見込みを上回り、払戻金等の関連経費が不足することに伴い、令和7年度箕面市ボートレース事業会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 一日平均売上金額	1,123,333千円	77,778千円	1,201,111千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 ボートレース事業収益	109,786,527千円	7,184,474千円	116,971,001千円
第1項 営業収益	109,679,582千円	7,184,474千円	116,864,056千円
支			出
第1款 ボートレース事業費用	108,600,288千円	6,309,505千円	114,909,793千円
第1項 営業費用	103,049,288千円	6,309,505千円	109,358,793千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			入
第1款 資本的収入	1,303,020千円	8,119千円	1,311,139千円
第2項 基金運用収入	3,020千円	8,119千円	11,139千円
支			出
第1款 資本的支出	14,081千円	8,119千円	22,200千円
第2項 基金繰入支出	3,020千円	8,119千円	11,139千円

令和8年1月19日専決

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボート レース 事業収益			109,786,527	7,184,474	116,971,001	
	1 営業収益		109,679,582	7,184,474	116,864,056	
	1 開催収益		103,324,200	7,000,000	110,324,200	舟券売上金
	4 その他営業収益		2,289,061	184,474	2,473,535	端数切捨金収入他

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボート レース 事業費用			108,600,288	6,309,505	114,909,793	
	1 営業費用		103,049,288	6,309,505	109,358,793	
	1 開催費		83,521,063	5,639,444	89,160,507	舟券の発売・払戻業務その他開催業務に要する費用
	2 交付金		5,054,258	323,561	5,377,819	モーターボート競走法交付金
	4 施設費		4,406,837	346,500	4,753,337	施設借上げに要する費用

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収入			1,303,020	8,119	1,311,139	
	2 基金運用 収入		3,020	8,119	11,139	
	1 基金運用収入		3,020	8,119	11,139	基金利息収入

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			14,081	8,119	22,200	
	2 基金繰入 支出		3,020	8,119	11,139	
	1 基金繰入支出		3,020	8,119	11,139	ボートレース事業災害等対応基金繰入支出 ボートレース事業業務設備基金繰入支出

令和7年度箕面市ボートレース事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,186,239	874,969	2,061,208
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,142,535	874,969	2,017,504
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
基金繰入による支出	△ 3,020	△ 8,119	△ 11,139
受取利息及び配当金	29,539	8,119	37,658
投資活動によるキャッシュ・フロー②	1,315,458		1,315,458
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 1,366,878		△ 1,366,878
4 資金の増加額④=①+②+③	1,091,115	874,969	1,966,084
5 資金期首残高	9,817,866		9,817,866
6 資金期末残高	10,908,981	874,969	11,783,950

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)
1 ポートレース事業収益	109,786,527	7,184,474	116,971,001	
1 営業収益	109,679,582	7,184,474	116,864,056	
1 開催収益	103,324,200	7,000,000	110,324,200	
本場舟券発売金	5,669,034	320,000	5,989,034	本場舟券売上金 5,867,000 320,000 増
電話投票舟券発売金	80,860,640	6,680,000	87,540,640	電話投票舟券売上金 85,800,000 6,680,000 増
4 その他営業収益	2,289,061	184,474	2,473,535	
端数切捨金収入	202,200	14,000	216,200	端数切捨金収入 216,200 14,000 増
寄附金	2,019,142	170,474	2,189,616	電話投票運営協力金 2,189,616 170,474 増

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)
1 ポートレース事業費用	108,600,288	6,309,505	114,909,793	
1 営業費用	103,049,288	6,309,505	109,358,793	
1 開催費	83,521,063	5,639,444	89,160,507	
委託料	2,865,745	202,070	3,067,815	電話投票事務委託 2,595,450 202,070 増
使用料	2,235,277	187,374	2,422,651	中央情報処理装置使用料 2,406,690 187,374 増
払戻金	75,825,000	5,250,000	81,075,000	舟券払戻金 81,075,000 5,250,000 増
2 交付金	5,054,258	323,561	5,377,819	
交付金	5,054,258	323,561	5,377,819	モーターポート競走法第25条交付金 3,542,886 238,286 増 モーターポート競走法第30条交付金 1,338,933 85,275 増
4 施設費	4,406,837	346,500	4,753,337	
賃借料	4,406,837	346,500	4,753,337	住之江競走場賃借料 4,537,517 346,500 増

資本的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)
1 資本的収入	1,303,020	8,119	1,311,139	
2 基金運用収入	3,020	8,119	11,139	
1 基金運用収入	3,020	8,119	11,139	
基金運用収入	3,020	8,119	11,139	基金利息収入 11,139 8,119 増

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)
1 資本的支出	14,081	8,119	22,200	
2 基金繰入支出	3,020	8,119	11,139	
1 基金繰入支出	3,020	8,119	11,139	
基金繰入支出	3,020	8,119	11,139	ポートレース事業災害等対応基金繰入支出 8,880 6,473 増 ポートレース事業業務設備基金繰入支出 2,259 1,646 増

第12号議案

特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件

箕面市と箕面都市開発株式会社との間の調停条項（平成22年（特ノ）第4号。平成23年1月7日成立）に基づく弁済に關し、別紙「弁済計画表」で定めた弁済方法の一部を変更することについて、別紙合意書案のとおり合意する。

令和8年2月19日提出

箕面市長 原 田 亮

（提案理由）

平成22年12月20日議決を経た「第125号議案 特定調停申立事件に関する調停条項案の受諾の件」により成立した調停条項別紙「弁済計画表」（令和2年3月26日及び令和4年3月28日に議決を経て変更に合意したもの）で定めた弁済方法の一部を変更する合意をし、箕面都市開発株式会社から繰上弁済を受けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

(別紙)

合意書案

箕面市（以下「市」という。）と箕面都市開発株式会社（以下「会社」という。）は、平成23年1月7日成立の市と会社との間の調停条項（平成22年（特ノ）第4号）並びに令和2年3月31日及び令和4年3月31日成立の合意書に関し、弁済計画を変更し、会社が市へ繰上弁済を行うことについて次のとおり合意する。

- 1 会社は、本件債務2のうち、残元本債務の全額の繰上弁済をする。
- 2 1による変更後の弁済計画は、別紙「弁済計画表」のとおりとする。

弁済計画表

箕面都市開発株式会社
(単位:円)

当初借入元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	一括弁済	分割弁済	分割弁済					
			平成23年3月1日	平成23年3月30日～令和7年3月30日	令和8年3月30日	令和8年4月1日	令和9年3月30日	令和10年3月30日	令和11年3月30日	
債務1 710,000,000	576,369,142	元本(①)	393,000,000	117,346,941	8,304,888	0	9,711,413	9,759,970	9,808,770	
		利息(②)	0	11,593,510	330,112	0	288,587	240,030	191,230	
		弁済後残元本	183,369,142		57,717,313	0	48,005,900	38,245,930	28,437,160	
債務2 400,000,000	400,000,000	元本(③)	127,000,000	104,386,967	521,934	168,091,099	0	0	0	
		利息(④)	0	19,672,582	843,066	6,908	0	0	0	
		弁済後残元本	273,000,000		168,091,099	0	0	0	0	
元本弁済合計 (①+③)			520,000,000	221,733,908	8,826,822	168,091,099	9,711,413	9,759,970	9,808,770	
利息弁済合計 (②+④)			0	31,266,092	1,173,178	6,908	288,587	240,030	191,230	
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			520,000,000	253,000,000	10,000,000	168,098,007	10,000,000	10,000,000	10,000,000	

当初借入元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	最終弁済	弁済合計額	
			令和11年6月1日	平成23年3月1日～令和11年6月1日	
債務1 710,000,000	576,369,142	元本(①)	28,437,160	576,369,142	
		利息(②)	24,932	12,668,401	
		弁済後残元本	0		
債務2 400,000,000	400,000,000	元本(③)	0	400,000,000	
		利息(④)	0	20,522,556	
		弁済後残元本	0		
元本弁済合計 (①+③)			28,437,160	976,369,142	
利息弁済合計 (②+④)			24,932	33,190,957	
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			28,462,092	1,009,560,099	

第13号議案

大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

令和8年2月19日提出

箕面市長 原 田 亮

（提案理由）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を加えるとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することについて関係市町村と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

別紙

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

第 14 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

箕面市長 原 田 亮

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道西小路八幡神社 1 号線ほか 10 路線の認定及び市道白島北支線 2 号線ほか 2 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13816	西小路八幡神社1号線	新稻三丁目1123番12	新稻三丁目1123番18	
23462	白島北支線2号線	白島三丁目22番10	白島三丁目877番2	
23469	牧落萱野線北2号線	稻三丁目189番6	稻三丁目189番11	
23470	稻如意谷1号線	稻六丁目834番1	稻六丁目790番8	
23471	東坊島大宮寺線1号支線	白島三丁目65番3	白島三丁目65番4	
33305	西宿区画1号線	西宿二丁目1217番	西宿二丁目107番3	
33340	石丸府道南1号線	石丸二丁目354番1	石丸二丁目354番1	
33341	今宮東線11号支線	今宮三丁目97番10	今宮三丁目97番18	
43545	向イ山橋1号線	栗生新家二丁目102番2	栗生新家二丁目344番1	
43546	山の口12号線	栗生間谷東五丁目519番5	栗生間谷東五丁目519番12	
53009	中谷線	上止々呂美55番1	上止々呂美75番	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
23462	白島北支線2号線	白島三丁目22番10	白島三丁目22番8	
33305	西宿区画1号線	西宿二丁目100番	西宿二丁目100番	
53009	中谷線	上止々呂美5番5	上止々呂美80番	

第十五号議案

箕面市報酬及び費用弁償条例等改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第一条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表十六の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表十七の項及び十八の項中「八、九〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同表十九の項から二十一の項までの規定中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表二十二の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表二十三の項から二十九の項までの規定中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表三十の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表三十一の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表三十二の項及び三十三の項中「二〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表三十四の項中「一〇、八〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表三十五の項から四十二の項までの規定中「八、三〇〇円」を

「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表四十三の項中「一六、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表四十四の項中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表四十五の項中「一四、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表四十六の項及び四十七の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表四十八の項中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表四十九の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十一の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表五十二の項及び五十三の項中「九、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表五十四の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十五の項及び五十六の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十七の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十八の項中「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表五十九の項及び六十の項中「八、三〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表六十二の項中「二二、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、同表六十三の項中「三五五、〇〇〇円」を「三九三、三〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改める。

（箕面市実費弁償条例の一部改正）

第二条 箕面市実費弁償条例（昭和三十五年箕面市条例第九号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一項中「七千四百円」を「八千二百円」に改める。

（箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正）

第三条 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和元年箕面市条例第

二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

附属機関の委員等の報酬の額及び市の機関の求めにより出頭した証人等の実費弁償の額を改定するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市職員定数条例改正の件

箕面市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 原 田 亮

箕面市職員定数条例の一部を改正する条例

箕面市職員定数条例（昭和三十四年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五八一人」を「六二四人」に改め、同条第六号中「四一〇人」を「三七七人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

生涯学習に係る事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、市長の事務部局及び教育委員会の事務局の職員の定数を改定するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第十一条の四の見出しを削り、同条の前に見出として「（初任給調整手当）」を付し、同条第一項を次のように改める。

第十一条の四 次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる者にあつては採用の日から三十年以内、第二号に掲げる者にあつては採用の日から五年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から一年を経過することにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員 月額二十五万三千百円

二 土木その他の専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充

が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員であつて市長が定める者 月額二万円

第十一条の四第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十一条の五 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同条第二項、第三項及び第五項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから勤務時間等に関する条例第九条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、勤務時間等に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間を勤務した場合の勤務一時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額）（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により

第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関する必要な事項は、規則で定める。

第十二条第一項及び第二項中「自転車」を「自動車」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「並びに前項第二号及び第二号の二」を「並びに第二項第二号及び第二号の二並びに前項第一号」に、「同項」を「前一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。）を利用して、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 一箇月につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
別表第八中「第21条の3関係」を「第22条関係」に改める。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

（正）

第二条 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「住居手当」の下に「、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第五条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（初任給調整手当）

第五条の四 土木その他の専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員であつて管理者が定める者には、第一種初任給調整手当を支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

第五条の五 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号）第九条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものには、採用の日から管理者が定める日までの間、その差額を第二種初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第八条第一項中「（平成七年箕面市条例第二十一号）」を削る。

（箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一

部改正）

第三条 箕面市ポートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（平成二十六年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「住居手当」の下に「、初任給調整手当」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

（初任給調整手当）

第七条の二 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十号）第九条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものには、採用の日から管理者が定める日までの間、その差額を初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

第十一条第一項中「（平成七年箕面市条例第二十一号）」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

初任給調整手当及び駐車場等の利用に係る通勤手当に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例を

次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（設備）

第一条の二 設備は、屋内運動場、遊戯室、第四中学校開放教室、運動場

その他の設備とする。

第二条及び第三条を削る。

第四条本文中「教育委員会」を「箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一号中「とき」の下に「（教育委員会が特別の事情があると認めたときを除く。）」を加え、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（使用料）

第四条 屋内運動場、遊戯室及び第四中学校開放教室の使用の許可を受けた者は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納付しなければならぬ。

（使用料の減免）

第五条 学校教育関係団体又は社会教育関係団体がその目的のため使用するときその他教育委員会が特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第九条第一項第二号中「第五条各号」を「第三条各号」に改める。

第十条中「第五条第五号」を「第三条第五号」に改める。

第十二条第二号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第三号中「使用許可」を「使用の許可」に、「願い出て」を「申し出て」に、「事由あり」を「事由がある」に改める。

第十三条中「条例施行について」を「条例の施行に關し」に改め、「これを」を削る。

別表第一及び別表第二中「第二条關係」を「第四条關係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育委員会が認定したみのお地域クラブ活動を実施するみのお地域クラブが市立学校の屋内運動場等設備を使用できるようにするため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例改正の件

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮
箕面市条例第 号

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例（令和元年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号）第一条の表箕面市立第二総合運動場の部市民プールの項の次に次のように加える改正規定中「箕面市粟生外院一丁目一番」を「箕面市粟生外院一丁目一番一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立第二総合運動場の市民温水プールの位置を規定するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原田 亮

箕面市条例第
号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例
(平成二十六年箕面市条例第四十五号)
の一部を次のように改正する。

目次中 一第三章 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を

第三章 特定児童等通園支援事業の運営に関する基準

卷之三

卷之三

第四章 家庭的呆滞與毒藥等の設備及び重音二閑十の基準

十五条—第七十六条—を「第八十七条—第一百十条—」)、「第七十七

五十五条—第七十六条】を【第八十七条—第一百零一条】は【第七十七条—第八十一条】を【第一百一十二条—第一百十五条】に、「第八十二条】を【第一百十六条】に、「一条】を【第一百一十二条—第一百十五条】に、「第八十二条】を【第一百十六条】に、

「第八十三条—第八十五条」を「第一百十七条—第一百十九条」に、「第八十六条

第八十七条」を「第一百一十条・第一百一十一条」に、「第八十八条—第九十一条」

を「第二百一十九条」、「第二百一十五条」に、「第九十二条」、「第九十六条」を「第二百一

十六条—第一百三十条】に
【第九十七条—第一百三条】を【第一百三十一条—第一百三

卷之三
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章
第十章

〔第一百三十八条—第一百五十七条〕に、〔第一百二十三条〕を〔第一百五十八

条」に、「第一百二十四条—第一百二十七条」を「第一百五十九条—第一百六十三条」に、「第一百二十八条・第一百二十九条」を「第一百六十四条・第一百六十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「第一百三十条—第一百五十三条」を「第一百六十六条—第一百八十九条」に、「第六章」を「第七章」に、「第一百五十四条—第一百五十六条」を「第一百九十一条—第一百九十二条」に、「第七章」を「第八章」に、「第一百五十七条」を「第一百九十三条」に改める。

第一条中「特定地域型保育事業」の下に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加える。

第二条中「以下この章」の下に「及び次章」を加える。

第二十条中「第一百三十五条」を「第一百七十二条」に改める。

第二十七条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

第一百五十七条第一項及び第二項中「第三十条の三」の下に「及び第三十条の十三」を加え、同条第三項中「又は法第二十四条第二項」を「、第二十四条第二項又は第三十条の十八第二項」に改め、「支給認定証」の下に「又は乳児等支援支給認定証」を加え、同条を第一百九十三条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第一百五十六条を第一百九十二条とし、第一百五十五条を第一百九十二条とする。

第一百五十四条第一項中「又は特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者」に改め、同条第二項中「教育・保育給付認定保護者の承諾」を「教育・保育給付認定保護者又は乳児

等支援給付認定保護者（以下この条において「給付認定保護者」という。）の承諾」に、「教育・保育給付認定保護者」を「給付認定保護者」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教育・保育給付認定保護者」を「給付認定保護者」に改め、同条を第百九十条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第百五十三条を第百八十九条とし、第百三十条から第百五十二条までを三十六条ずつ繰り下げ、同章を第六章とする。

第一百二十九条中「第一百二十六条」を「第一百六十二条」に、「第一百二十七条」を「第一百六十三条」に改め、同条後段を削り、第四章第二節第三款中同条を第百六十五条とし、第百二十八条を第百六十四条とし、同節第二款中第百二十七条を第百六十三条とし、第百二十六条を第百六十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第一百六十一条 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前二条の規定は適用しない。

第一百二十五条を第百六十条とし、第百二十四条を第百五十九条とする。

第一百二十三条第三項中「第一百二十八条」を「第一百六十四条」に改め、「係る利用定員」の下に「（子ども・子育て支援法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）」を加え、第四章第二節第一款中同条を第百五十八条とし、同章第一節中第百二十二条を第一百五十七条とする。

第一百二十二条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条を第百五十六条とし、第百二十条を第百五十五条とする。

第一百十九条第二号中「その」を削り、同条第六号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第七号中「並びに」を「その他の」に改め、同条を第百五十四条とし、第百十八条を第百五十三条とし、第百十七条を第百五十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第一百五十一条 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第一百六条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改め、同条を第一百五十条とし、第一百十五条を第一百四十九条とし、第一百十四条を第一百四十八条とする。

第一百十三条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条を第一百四十七条とする。

第一百十二条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条を第一百四十六条とし、第一百七条から第百十一条までを三十四条ずつ繰り下げる。

第一百六条第一項中「第一百五十五条」を「第一百九十五条」に改め、同条を

第一百四十条とし、第一百五条を第一百三十九条とし、第一百四条を第一百三十八条とする。

第四章を第五章とする。

第一百三条中「第七十九条」を「第一百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「第八十三条」を「第一百十七条」に、「第八十条」を「第一百十四条」に、「第一百三条」を「第一百三十七条」に改め、第三章第五節中同条を第一百三十七条とする。

第一百二条第一項ただし書中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条を第一百三十六条とする。

第一百一条中「第七十九条」を「第一百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「第八十三条第七号」を「第一百十七条第七号」に、「第八十条」を「第一百十四条」に、「第一百一条」を「第一百三十五条」に改め、同条を第一百三十五条とする。

第一百条第一項中「第六十一条第一項第一号」を「第九十三条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十一条第一項本文」を「第九十三条第一項本文」に改め、同条を第一百三十四条とする。

第九十九条第一項ただし書中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条を第一百三十三条とする。

第九十八条中「第一百条」を「第一百三十四条」に、「第一百一条」を「第一百三十五条」に改め、同条を第一百三十二条とし、第九十七条を第一百三十一条とする。

第九十六条中「第七十九条」を「第一百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「第八十条」を「第一百十四条」に改め、第三章第四節中同条を第一百三十条とする。

第九十五条中「第九十二条第一号」を「第一百二十六条第一号」に改め、

同条を第百二十九条とし、第九十二条から第九十四条までを三十四条ずつ繰り下げる。

第九十一条中「第七十九条」を「第百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「八十一条」を「第一百十四条」に、「第九十一条」を「第一百二十一条」に改め、第三章第三節第四款中同条を第百二十五条とし、第九十条を第百二十四条とする。

第八十九条第一項ただし書中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条を第百二十三条とする。

第八十八条第七号中「第八十三条第七号」を「第一百十七条第七号」に改め、同条を第百二十二条とする。

第八十七条中「第七十九条」を「第百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「第八十三条」を「第一百十七条」に、「八十一条」を「第一百二十四条」に、「第八十七条」を「第一百二十二条」に改め、第三章第三節第三款中同条を第百二十二条とする。

第八十六条第一項ただし書中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条を第百二十条とする。

第八十五条中「第七十九条」を「第百十三条」に、「第八十一条」を「第一百十五条」に、「八十一条」を「第一百十四条」に、「第八十七条」を「第一百五十五条」に、「第八十三条」を「第一百七十七条」に、「八十一条」を「第一百十九条」に改め、第三章第三節第二款中同条を第百十九条とする。

第八十四条第一項ただし書中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条を第百十八条とし、第八十三条を第百十七条とし、第三章第三節第一款中第八十二条を第百十六条とし、同章第二節中第八十一条を第百十五条とし、第八十条を第百十四条とする。

第七十九条中「第八十一条」を「第一百十五条」に改め、同条を第百十三条规定とする。

第七十八条第一項第二号中「第七十一条第一項」を「第一百五条第一項」に改め、同条第二項中「保育士（）の下に「法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の」を加え、同条第三項ただし書中「第八十九条第二項」を「第一百二十三条第二項」に改め、同条を第一百十二条とし、第七十七条を第一百十一条とし、第三章第一節中第七十六条を第一百十条とし、第七十三条から第七十五条までを三十四条ずつ繰り下げる。

第七十二条第二項を次のように改める。

2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下この章において「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	児童相談所等における乳児又は幼児（以下この章において「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断

第七十二条第三項中「（昭和四十年法律第百四十一号）」を削り、同条を第一百六条とする。

第七十一条第二項第四号中「第七十七条」を「第一百十一条」に、「第十七条第二項」を「第一百十二条第二項」に改め、同条を第一百五条とする。

第七十条第一項中「第六十五条」を「第九十九条」に改め、同条を第一百四条とし、第六十九条を第一百三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第一百二条　家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。

第六十八条を削る。

第六十七条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改め、同条を第一百一条とし、第六十三条から第六十六条までを三十四条ずつ繰り下げ、第六十二条の三を第九十六条とし、第六十二条の二を第九十五条とし、第六十二条を第九十四条とする。

第六十一条第一項第三号中「第九十七条」を「第一百三十一条」に改め、

同条第三項第一号中「第八十二条」を「第一百十六条」に改め、同条を第九

十三条とし、第六十条を第九十二条とし、第五十九条を第九十一条とする。

第五十八条第一項中「第一百五十五条」を「第一百九十二条」に改め、同条を第九十条とし、第五十七条を第八十九条とする。

第五十六条中「第五章」を「第六章」に改め、同条を第八十八条とする。

第五十五条中「第五章」を「第六章」に改め、同条を第八十七条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第一節 この章の趣旨等

（この章の趣旨）

第五十五条 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（一般原則）

第五十六条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下この章において同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下この章において同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立て特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した

運営を行い、都道府県、本市及びその他の市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下この章において同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下この章において「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

第二節 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

第五十七条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下この章において同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二款 運営に関する基準

(面談)

第五十八条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対しても最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第七十三条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第六十六条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要な事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第五十九条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下この章及び第一百九十条第二項において同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第六十条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一

項の規定により本市及びその他の市町村が行うあつせん及び要請に対しうける限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第六十一条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第六十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第六十三条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第六十四条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及

び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第六十五条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第六十六条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳

児等通園支援の提供に当たつて、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三　食事の提供に要する費用

四　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第六十七条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等

通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第六十八条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならぬ。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第六十九条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第七十条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第七十一条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行つているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が

生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市長への通知）

第七十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

（運営規程）

第七十三条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第六十六条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受けける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第五十七条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他 の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第七十四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに對し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によつて特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第七十五条 特定乳児等通園支援事業者は、第五十七条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

（掲示等）

第七十六条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、第七十三条の規定により定められた運営規程の概要、職員の勤務の体制、第六十六条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと

をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第七十七条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第六十六条の規定による支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第七十八条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第七十九条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第八十条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第八十一条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第八十二条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者

その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に關し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第八十三条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第八十四条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防

止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第八十五条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第八十六条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結

の日から五年間保存しなければならない。

一 第六十八条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画

二 第六十五条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

三 第七十二条の規定による市長への通知に係る記録

四 第八十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第八十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則第十一項中「第一百四十二条第二項」を「第一百七十七条第一項」に改める。

附則第十九項中「第八十四条第二項各号」を「第一百十八条第二項各号」に、「第九十九条第二項各号」を「第一百三十三条第二項各号」に、「第八十四条第二項」を「第一百十八条第二項」に、「第九十九条第二項」を「第一百三十三条第二項」に改める。

附則第二十項中「第八十四条第二項」を「第一百十八条第二項」に、「第九十九条第二項」を「第一百三十三条第二項」に改める。

附則第二十一項中「第八十四条第二項」を「第一百十八条第二項」に、「第九十九条第二項」を「第一百三十三条第二項」に改める。

附則第二十二項中「第八十四条第三項」を「第一百十八条第三項」に、「第九十九条第三項」を「第一百三十三条第三項」に、「第八十四条第二項」を「第一百十八条第二項」に、「第九十九条第二項」を「第一百三十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一百五十二条の前に一条を加える改正規定及び第一百三条の前に一条を加える改正規定は、

同年十二月二十五日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市生涯学習審議会条例改正の件

箕面市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

箕面市生涯学習審議会条例（平成二十九年箕面市条例第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（所掌事務）

第二条 審議会は、市長又は箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

2 審議会は、社会教育法第十七条第一項各号に掲げる事務を行うものとする。

3 審議会は、生涯学習の振興に関し、市長又は委員会に意見を申し出ることができる。

第三条中「十人」を「十四人」に改める。

第四条中「から」の下に「、委員会の意見を聴いて」を加え、同条第二号中「社会教育」を「生涯学習又は社会教育」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 家庭教育の向上に資する活動を行う者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日から令和八年五月三十一日までの間に任命する箕面市生涯学習審議会の委員の任期は、この条例による改正後の第五条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

（箕面市社会教育委員に関する条例の廃止）

3 箕面市社会教育委員に関する条例（昭和三十四年箕面市条例第十二号）は、廃止する。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

4 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十二の項」を「六十一の項」に、「六十三の項」を「六十二の項」に改める。

別表中五十八の項を削り、五十九の項を五十八の項とし、六十の項から六十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

（提案理由）

箕面市生涯学習審議会に箕面市社会教育委員の役割を統合し、生涯学習の一層の推進及び事務の効率化を図るため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市立幼保連携型認定こども園条例改正の件

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

箕面市立幼保連携型認定こども園条例（令和三年箕面市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立せいなんこども園の項中「箕面市瀬川三丁目二番三号」を「箕面市桜ヶ丘三丁目一二番五号」に改め、同表箕面市立とよかわこども園の項中「箕面市小野原東四丁目二七番四三号」を「箕面市栗生外院五丁目二番一号」に改める。

附則第一項第一号中「及び附則第三項」を「、附則第三項及び第四項」に改め、同項第二号中「及び箕面市立とよかわこども園の項の規定並びに附則第十項から第十三項まで、第十五項、第十七項及び第十九項」を「の規定及び附則第十一項から第十七項まで」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第二条第一項の表箕面市立とよかわこども園の項の規定並びに附則第十八項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項及び第二十九項の規定 令和十年四月一日

附則第三項中「及び箕面市立とよかわこども園」を削る。

附則中第十九項を第二十九項とし、第十四項から第十八項までを十項ずつ繰り下げ、第十一項から第十三項までを削る。

附則第十項に次の一号を加える。

三 箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例

附則中第十項を第十八項とし、同項の次に次の五項を加える。

(箕面市立保育所条例の廃止に伴う経過措置)

19 第三号施行日前に前項第一号の規定による廃止前の箕面市立保育所条例第二条第一項に規定する箕面市立東保育所（次項において単に「東保育所」という。）が提供した保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

20 第三号施行日の前日において、現に東保育所に在籍している乳児又は幼児の保護者は、別段の申出がない限り、第三号施行日において、箕面市立とよかわこども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第三号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

(箕面市立幼稚園条例の廃止に伴う経過措置)

21 第三号施行日前に附則第十八項第二号の規定による廃止前の箕面市立幼稚園条例第二条第一項に規定する箕面市立とよかわみなみ幼稚園（次項において単に「とよかわみなみ幼稚園」という。）が提供した教育に係る保育料等については、なお従前の例による。

22 第三号施行日の前日において、現にとよかわみなみ幼稚園に在籍している幼児の保護者は、別段の申出がない限り、第三号施行日において、箕面市立とよかわこども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第三号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

23

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十一の項」を「五十九の項」に、「六十二の項」を「六十の項」に改める。

別表中五十八の項及び五十九の項を削り、六十の項を五十八の項とし、六十一の項を五十九の項とし、六十二の項を六十の項とする。

附則中第九項を第十項とし、同項の次に次の七項を加える。

（箕面市立保育所条例の一部改正）

11 箕面市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立桜ヶ丘保育所の項を削る。

（箕面市立保育所条例の一部改正に伴う経過措置）

12 第二号施行日前に前項の規定による改正前の箕面市立保育所条例第二条第一項に規定する箕面市立桜ヶ丘保育所（次項において単に「桜ヶ丘保育所」という。）が提供した保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

13 第二号施行日の前日において、現に桜ヶ丘保育所に在籍している乳児又は幼児の保護者は、別段の申出がない限り、第二号施行日において、箕面市立せいなんこども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第二号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

（箕面市立幼稚園条例の一部改正）

14 箕面市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立せいなん幼稚園の項を削る。

14

（箕面市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置）

15

第二号施行日前に前項の規定による改正前の箕面市立幼稚園条例第二条第一項に規定する箕面市立せいなん幼稚園（次項において単に「せいなん幼稚園」という。）が提供した教育に係る保育料等については、なお従前の例による。

16

第二号施行日の前日において、現にせいなん幼稚園に在籍している児の保護者は、別段の申出がない限り、第二号施行日において、箕面市立せいなんこども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第二号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

（箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部改正）

17

箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例（平成二十五年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「箕面市立桜ヶ丘保育所及び」を削る。

附則中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 箕面市立とよかわこども園に係る入園の承諾その他必要な手続は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立せいなんこども園及び箕面市立とよかわこども園の位置及び箕面市立幼保連携型認定こども園条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び第九条第五項」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条の二第一項を次のように改める。

第十一条の二 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第十一条の三第一号口中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同号へ及び同条第二号口中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十四条の五の五第一項第三号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第十四条の十の次に次の五条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第十四条の十一 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第十九条、第十九条の三、第二十条及び第二十条の二の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第二十条の二に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦

課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十四条の十二 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十四条の十三 前条第一項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十四条の十四 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

二 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

三 十八歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における十八歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第十四条の十五 第十四条の十二の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第八十二条の三第三項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第二十九条の七第五項第十号に掲げる額を超えることができない。

第十七条第一項中「第十四条の七」の下に「若しくは第十四条の十二」を加え、「、第十九条の三第一項（同条第三項）」「若しくは同条第五項各号に定める額、第十九条の三第一項（同条第三項又は第四項）」に、「第十四条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十九条の三第四項第一号（同条第六項）」「額、同条第五項（同条第七項又は第八項）」に、「第二十条第一項各号（同条

第三項又は第四項」を「第二十条第一項各号（同条第三項から第五項まで」に、「若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項）を「、同条第六項各号（同条第八項から第十項まで」に、「定める額の」を「定める額若しくは第二十条の二第一項に定める額の」に改め、同条第二項中「若しくは第十四条の五の三の額若しくは第十四条の七」を「、第十四条の五の三、第十四条の七若しくは第十四条の十二」に改め、「第十九条第一項各号に定める額」の下に「若しくは同条第五項各号に定める額」を加え、「第十四条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十九条の三第四項第一号」を「額、同条第五項に定める額、第二十条第一項各号に定める額、同条第六項各号」に、「第二十条第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号」を「若しくは第二十条の二第一項」に改める。

第十九条第一項第一号中「、所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を、「特定同一世帯所属者（次号及び第三号）の下に「並びに第五項」を、「合計数（次号及び第三号）の下に「並びに第五項」を加え、同項第二号中「三十万五千円」を「三十一万円」に、「同号に該当する」を「前号に該当する」に改め、同項第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第十四条の十二の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第十四条の十五に定める子ども・子育て支援納付金賦課額を超える場合には、その子ども・子育て支援納付金賦課額）とする。

一 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十二条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額をえた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

イ　当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ロ　当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

二　第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十二条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合には、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額をえた金額）に三十一万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

三 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合には、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に五十七万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

口 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保

險者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

6 第十四条の十四第二項及び第三項の規定は、前項各号イ及びロに規定する額の決定について準用する。この場合において、第十四条の十四第二項及び第三項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第十九条の二中「及び前条第一項」を「、第十四条の五の四、第十四条の八及び第十四条の十三並びに前条第一項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第五項」に改める。

第十九条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「第十四条の五の五の」との下に「、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十四条」とあるのは「第十四条の十四」と、第二項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の十四第三項」と読み替えるものとする。

第十九条の三に次の一項を加える。

8 第五項及び第六項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十四条」とあるのは「第十四条の十四」と、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条

第五項各号」と、「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の十四第二項」と、第六項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の十四第三項」と読み替えるものとする。

第二十条第一項中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二」を「第三十二条の十の三」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、「第十四条の十」との下に「、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、「第十四条の五の九」との下に「、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十二条」とあるのは「第十四条の十二」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の十五」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第二十条に次の二項を加える。

10 第六項及び第七項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十二条」とあるの

は「第十四条の十二」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の十五」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十九条第一項各号」とあるのは「第十九条第五項各号」と、第七項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第二十条の次に次の二条を加える。

(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第二十条の二 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十四条の十四の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十九条第五項、第十九条の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第八項の規定により読み替えられた同条第五項又は前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第十項の規定により読み替えられた同条第六項に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第十四条の十四第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十四条の十四第三項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附則第二条の二中「（所得税法）の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」

を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 前項の規定による改正後の第十四条の十五の規定は、令和九年度以後の年度分の保険料について適用し、令和八年度分の保険料については、第十四条の十五中「各年度において法第八十二条の三第三項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第二十九条の七第五項第十号に掲げる額」とあるのは、「令第二十九条の七第五項第十号に掲げる額」と読み替えるものとする。

（提案理由）

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、保険料として徴収する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る規定を定めるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対し保険料を軽減する所得判定基準額を引き上げるため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮
箕面市条例第 号

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例
箕面市立総合保健福祉センター条例（平成七年箕面市条例第三十五号）
の一部を次のように改正する。

別表調理実習室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立総合保健福祉センターの調理実習室を廃止するため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇」を「一三、三四〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、一七〇」に、「一四、五〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、六七〇」に、「一二、一〇〇」を「一二、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八四〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第一項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第二号及び同条第二項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（簡易サウナ設備）

第七条の二 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火氣設備等及び対象火氣器具等の離隔距離に關する基準により得られる距離以上の

距離を保つこと。

二　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十七号から第十八号の三まで、第二項第六号、第三項並びに第四項を除く。）及び第五条第一項の規定を準用する。

第二十九条の七第一項第一号中「住宅用防災機器」の下に「、感震ブレーカー」を加える。

第四十四条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第四十四条第七号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和八年三月三十一日から施行する。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市下水道条例及び箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市下水道条例及び箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月十九日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市下水道条例及び箕面市水道事業給水条例の一部を改正

する条例

(箕面市下水道条例の一部改正)

第一条 箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次

のよう改訂する。

第八条第一項中「（規程で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 市が行う工事

二 規程で定める軽微な工事

三 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(箕面市水道事業給水条例の一部改正)

第二条 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一

部を次のように改訂する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第三条第五項の水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第三十七条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一号」に、「同条第二項」を「同条第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備等及び給水装置の工事を行うことができるようとするため、本条例を改正するものである。